

水産流通適正化法第 31 条に基づく我が国における適法採捕証明書及び加工申告書の交付等に関する取扱要領

1. 趣旨

本要領は、外国から特定第二種水産動植物等（別紙 1）を輸入する際に添付が義務付けられている書類について、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「水産流通適正化法」という。）第 31 条及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号。以下「省令」という。）第 49 条の規定に基づき、特定第二種水産動植物等を輸入しようとする者が我が国における適法採捕証明書等（2.（1）に定める適法採捕証明書及び同（2）に定める加工申告書をいう。以下同じ。）を交付申請する際の取扱い等を示すことを目的とする。

2. 定義

本要領において、次の各項目に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項目に定めるところによる。

- (1) 適法採捕証明書 省令第 49 条第 1 項各号に掲げる事項について記載した証明書であって、特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物）が適法に採捕されたものであることを証する旗国の政府機関により発行されたものをいう。
- (2) 加工申告書 省令第 49 条第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる事項について記載した証明書であつて、特定第二種水産動植物等が第三国で加工されたことを証する当該第三国の政府機関その他これに準ずるものが発行したものをいう。
- (3) 小型漁船 次のいずれかに該当する漁船をいう。（省令第 49 条第 2 項第 1 号）
 - ① 曳網漁具が設置されておらず、かつ、全長 12m 未満の漁船
 - ② 全長 8 m 未満の漁船
 - ③ 上部構造物（船楼その他上甲板上に設けられた構造物をいう。）が設置されていない漁船
 - ④ 総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）第 4 条第 1 項に規定する国際総トン数をいう。）が 20 トン未満の漁船
- (4) 国産の特定第二種水産動植物等 水産流通適正化法第 2 条第 8 項に規定する特定第二種水産動植物等のうち、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあつてはその原材料となる特定第二種水産動植物。（5）において同じ。）が我が国を旗国とする漁船によって採捕されたものをいう。
- (5) 外国産の特定第二種水産動植物等 水産流通適正化法第 2 条第 8 項に規定する特定第二種水産動植物等のうち、当該特定第二種水産動植物等が我が国以外の国又は地域を旗国とする漁船によって採捕されたものをいう。

- (6) 積送品 一輸出者から一荷受人に同時に送られた特定第二種水産動植物等又は一輸出者から一荷受人への発送に用いられる単一の運送書類によって取り扱われる特定第二種水産動植物等をいう。

3. 適法採捕証明書の交付申請手続き

- (1) 国産の特定第二種水産動植物等を外国において加工等を行った後に我が国に輸入しようとする場合における水産流通適正化法第 31 条の規定に基づき添付が必要となる我が国が発行する適法採捕証明書の申請者は、**別紙 2**の様式の適法採捕証明書に必要事項の記入を行い、(4)の各号に掲げる書類を添付した上で、**別紙 3**の交付申請書により、5の交付申請方法に従って適法採捕証明書の交付申請を行うものとする。
- (2) 適法採捕証明書の交付申請は、輸出される特定第二種水産動植物等の単一積送品ごとに行うものとする。
- (3) (1)にかかわらず、小型漁船によって採捕された国産の特定第二種水産動植物等を外国において加工等を行った後に我が国に輸入しようとする場合における(1)の手続きについては、省令第 49 条第 2 項の規定に基づき、別紙 2 の記載事項を省略した別紙 4 の様式の小型漁船用の簡易適法採捕証明書を用いることができる。この場合において、(1)の「**別紙 2**の様式の適法採捕証明書」とあるのは「**別紙 4**の様式の小型漁船用の簡易適法採捕証明書」と読み替えるものとする。
- (4) (1)の適法採捕証明書及び(3)の小型漁船用の簡易適法採捕証明書の交付申請に当たっては、申請書類の記載内容を確認するために必要な次の書類を添付するものとする。
- ① 漁業許可証、漁業免許証又は免許漁業原簿の写し
 - ② 交付を受けようとする適法採捕証明書に係る特定第二種水産動植物等の売買関係書類(売主・買主双方の名称、売買年月日、売買品目、売買数量及び漁獲水域が確認できる書類(漁獲水域が確認できる書類については、(1)の適法採捕証明書の交付申請の場合のみ)とし、漁業者から第三国に輸出する者までの間の全ての売買関係書類とする。)の写し
 - ③ その他水産庁の担当官が申請された適法採捕証明書様式に記載された内容を確認するため追加の書類を必要とする場合にあつては、当該書類(交付申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等)
- (5) (4)にかかわらず、複数の漁船から採捕された特定第二種水産動植物が流通過程において混在し、当該水産物を漁獲した漁船の特定が困難になるなどの理由により、同①及び②(漁業者から産地市場までの間の売買関係書類に限る。)に掲げる書類を添付することが客観的に不可能である場合は、これらの書類に代えてこれらの書類の記載事項を証する産地市場が作成した証明書(**別紙 7**を標準例とするもの)を添付するものとする。

(6) 代理申請を行う場合にあっては、代理申請委任状を提出するものとする。

4. 加工申告書の交付申請手続き

(1) 外国産の特定第二種水産動植物等を原材料として日本国内で加工した特定第二種水産動植物等を輸出し、外国において加工等を行った後に再度我が国に輸入しようとする場合における省令第49条第3項第1号の規定に基づき添付が必要となる我が国が発行する加工申告書は、再度我が国に輸入しようとする場合、申請者は、**別紙5**の様式の加工申告書に必要事項の記入を行い、(3)の各号に掲げる書類を添付した上で、**別紙6**の交付申請書により、5の交付申請方法に従って加工申告書の交付申請を行うものとする。

(2) 加工申告書の交付申請は、輸出される外国産の特定第二種水産動植物等を原材料として日本国内で加工した製品の単一積送品ごとに行うものとする。

なお、同一の原材料であっても複数の工場で加工する場合は、工場ごとに加工申告書を作成するものとする。

(3) (1)の加工申告書の交付申請に当たっては、申請書類の記載内容を確認するために必要な次の書類を添付するものとする。

- ① 旗国が交付した適法採捕証明書の写し又は当該書類の記載内容と同等の情報がわかるもの
- ② 当該適法採捕証明書に係る特定第二種水産動植物等を原材料として購入したことがわかるインボイス等の写し
- ③ その他水産庁の担当官が申請された加工申告書様式に記載された内容を確認するため追加の書類を必要とする場合にあっては、当該書類（交付申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等）

(4) 代理申請を行う場合にあっては、代理申請委任状を提出するものとする。

5. 水産庁への適法採捕証明書等の交付申請方法

(1) 以下の連絡先を、適法採捕証明書等の交付申請の提出先及び適法採捕証明書等の交付申請に係る連絡窓口とする。

水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室
水産流通適正化制度担当

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）（内線 6683）

03-6744-2511（直通）

E-mail: tekiseika_class2@maff.go.jp

(2) 受付時間は、(4)の事前確認の場合を除き、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする（国民の祝日に関する法律

(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。)

(3) 適法採捕証明書等の交付申請は、(1) の連絡先に申請書類を持参又は郵送することにより行うものとする。

(4) (3) にかかわらず、申請者は、(3) の交付申請前に、申請書類の案を(1) の連絡先に電子メールにより送付することにより、水産庁に当該書類の内容の事前確認を求めることができるものとする。この場合において、申請者は当該確認が終了後、(3) による交付申請を行うものとする。

(5) 水産庁が交付する適法採捕証明書等の郵送を希望する場合には、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を申請書類に同封するものとする。

6. 適法採捕証明書の添付を必要としない貨物について

貨物が次のいずれかに該当する場合は、本取扱要領に定める適法採捕証明書等の添付は不要とする。

- ①個人用に該当する場合(個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならない程度の量の貨物該当する場合)
- ②無償サンプルに該当する場合
- ③無償の救じゅつ品(救援物資)として輸入されるものである場合

7. 立入検査等の実施

適法採捕証明書等の交付の水産流通適正化法の施行に必要な限度において、水産流通適正化法第 32 条第 1 項の規定に基づき、特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者若しくはこの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類、その他の物件の提出を求め、又は、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所、船舶、車両若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは特定第二種水産動植物等、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは従業者その他の関係者に質問を行う場合がある。

附 則 (令和 4 年 10 月 21 日付け 4 水漁第 921 号)

(1) 本要領は、水産流通適正化法の施行日(令和 4 年 12 月 1 日)から適用する。

(2) 本要領は、水産流通適正化制度の実施状況及び運用状況を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。

附 則 (令和 8 年 3 月 30 日付け 7 水漁第 1958 号)

- 1 この通知は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 66 号)の施行の日(令和 8 年 4 月 1 日)から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(以下「旧様式」という。)

により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。また、この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別紙1：特定第二種水産動植物等)

- 1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号。以下「大蔵省告示」という。）の輸入統計品目表第0301・99号の2の(1)、第0302・43号、第0302・44号、第0302・49号、第0302・89号及び第0307・42号の品目欄に掲げるもの。
- 2 大蔵省告示の輸入統計品目表第0302・99号の2の(1)、第0303・53号、第0303・54号、第0303・59号、第0303・89号、第0303・99号の2の(1)、第0304・49号、第0304・59号、第0304・89号、第0304・99号、第0305・39号、第0305・54号、第0305・59号、第0305・69号、第0305・79号の2の(2)及び(3)、第0307・43号、第0307・49号、第1604・13号、第1604・15号並びに第1605・54号の品名欄に掲げるもの（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号）第3条各号に掲げる水産動植物に係るものに限り、肝臓、卵、舌、頬、頭部又は鰭を主たる原材料とするものを除く。）。

上記1及び2に掲げるもののうち、以下の輸入統計品目番号に該当するイカ、サンマ、サバ、マイワシに係る品目のみが対象となる。

輸入統計品目番号	品目	対象魚種
0301 99 210	10魚（ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ）（養殖用稚魚除く）（活）	サンマ、サバ、マイワシ
0302 43 100	イワシ（サルディノブス属）（生鮮・冷蔵）	マイワシ
0302 44 000	サバ（生鮮・冷蔵）	サバ
0302 49 100	サンマ・ムロアジ（デカプテルス属）（生鮮・冷蔵）	サンマ
0302 89 190	その他の10魚（ニシン、サバ、ウルメイワシ）（生鮮・冷蔵）	サバ
0302 99 910	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉（内臓除く）（生鮮・冷蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0303 53 100	イワシ（サルディノブス属）（冷凍）	マイワシ
0303 54 000	サバ（冷凍）	サバ
0303 59 120	サンマ（冷凍）	サンマ
0303 89 129	その他の10魚（サバ、ウルメイワシ）（冷凍）	サバ
0303 99 912	サバのくず肉（内臓除く）（冷凍）	サバ
0303 99 919	タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉（内臓除く）（冷凍）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 49 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（フィレ）（生鮮・冷蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 59 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（魚肉）（生鮮・冷蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 89 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（フィレ）（冷凍）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 99 120	ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（魚肉）（冷凍）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 39 210	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（フィレ）（塩蔵・乾燥）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 54 100	ニシン、イワシ、サバ、アジ、サンマ（乾燥）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 59 020	10魚（ニシン、ブリ、サバ、ウルメイワシ）（乾燥）	サバ
0305 69 091	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（塩蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 222	ニシン、タラ（コッド除く）、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉（乾燥）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 324	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉（塩蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0307 42 010	モンゴウイカ（活・生鮮・冷蔵）	イカ
0307 42 090	その他のイカ（活・生鮮・冷蔵）	イカ
0307 43 010	モンゴウイカ（冷凍）	イカ
0307 43 020	アカイカ（冷凍）	イカ
0307 43 030	スルメイカ、アメリカオオアカイカ、ジンドウイカ、マツイカ、ホタルイカ（冷凍）	イカ
0307 43 090	その他のイカ（冷凍）	イカ
0307 49 210	モンゴウイカ（塩蔵・乾燥）	イカ
0307 49 290	その他のイカ（塩蔵・乾燥）	イカ
0307 49 500	その他のイカ（くん製）	イカ
1604 13 010	イワシ調製品（気密）	マイワシ
1604 13 090	イワシ調製品（気密除く）	マイワシ
1604 15 000	サバ調製品	サバ
1605 54 100	イカ調製品（くん製）	イカ
1605 54 911	イカ調製品（気密）（くん製除く）（米含む）	イカ
1605 54 919	イカ調製品（気密）（くん製除く）（米含まず）	イカ
1605 54 991	イカ調製品（気密除く）（くん製除く）（米含む）	イカ
1605 54 999	イカ調製品（気密除く）（くん製除く）（米含まず）	イカ

※ 2026年1月1日版輸入統計品目表に基づく。

緑色セルの輸入統計品目番号の品目については、国産の特定第二種水産動植物等を外国において加工を行った後に我が国に輸入する場合は、適法採捕証明書に加えて、加工申告書についても添付すること。

(別紙 2 : 適法採捕証明書の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 31 条に基づく特定第二種水産動植物等の適法採捕証明書/Catch Certificate for Class II Aquatic Animals and Plants under Article 31 of Act on Ensuring the Proper Domestic Distribution and Importation of Specified Aquatic Animals and Plants

(a) 認証当局/Validating authority					
文書番号/Document number :			認証当局の名称/Name of validating authority :		
担当官名/役職/Name and title of official :		認証当局の住所/Address of the authority :		電話/FAX 番号/Tel./Fax :	
(b) 漁船の情報 : 別途の資料を添付して本項目の情報を記載することも可/Fishing vessel information : Information on this section may be annexed as a separate document					
漁船名/Fishing vessel name :		船籍の母港/登録番号/Home port and registration number :		コールサイン (発行されている場合) /Call sign (if issued) :	
				IMO/Lloyd' s 番号 (発行されている場合) /IMO/Lloyd's number (if issued) :	
漁業免許番号/免許対象漁業種別 / Fishing license No./Fishing type :			インmarsat 番号/FAX 番号/電話番号/メールアドレス (記載できる場合) /Inmarsat No. / Fax No. / Telephone No. / E-mail address (if possible) :		
(c) 製品情報/Product information					
製品の説明 (冷凍又は冷蔵の別) /Description of product :				船上加工の種類 (該当する場合) /Type of processing authorized on board (if applicable) :	
魚種/Species :		製品の HS コード /HS code :	漁獲年月日/Catch dates :	推定生体重量(kg) /Estimated live weight (kg) :	推定水揚げ重量(kg) /Estimated weight to be landed (kg) :
					検証水揚げ重量(kg) (該当する場合) /Verified weight landed (kg) (if applicable) :
漁獲水域 : 適当な欄にチェック/Catch area : Put a check mark to the appropriate box					
FAO コード/FAO Code :		<input type="checkbox"/> 47 (大西洋、南東) (Atlantic, Southeast) <input type="checkbox"/> 48 (大西洋、南極) (Atlantic, Antarctic) <input type="checkbox"/> 51 (インド洋、西) (Indian Ocean, Western) <input type="checkbox"/> 57 (インド洋、東) (Indian Ocean, Eastern) <input type="checkbox"/> 58 (インド洋、南極) (Indian Ocean, Antarctic) <input type="checkbox"/> 61 (太平洋、北西) (Pacific, Northwest) <input type="checkbox"/> 67 (太平洋、北東) (Pacific, Northeast) <input type="checkbox"/> 71 (太平洋、中西) (Pacific, Western Central)		<input type="checkbox"/> 77 (太平洋、中東) (Pacific, Eastern Central) <input type="checkbox"/> 81 (太平洋、南西) (Pacific, Southwest) <input type="checkbox"/> 87 (太平洋、南東) (Pacific, Southeast) <input type="checkbox"/> 88 (太平洋、南極) (Pacific, Antarctic)	
<input type="checkbox"/> 18 (北極海) (Arctic Sea) <input type="checkbox"/> 21 (大西洋、北西) (Atlantic, Northwest) <input type="checkbox"/> 27 (大西洋、北東) (Atlantic, Northeast) <input type="checkbox"/> 31 (大西洋、中西) (Atlantic, Western Central) <input type="checkbox"/> 34 (大西洋、中東) (Atlantic, Eastern Central) <input type="checkbox"/> 37 (地中海及び黒海) (Mediterranean and Black Sea) <input type="checkbox"/> 41 (大西洋、南西) (Atlantic, Southwest)		適用される RFMO (該当時のみ) /Applicable RFMOs, if any			

(d)資源管理/Resource management				
適用される資源管理措置/Reference of applicable conservation and management measure :				
○国内の資源管理措置/Domestic conservation and management measure :				
<input type="checkbox"/> 漁船隻数の制限/Vessel number limit <input type="checkbox"/> 漁船トン数の制限/Vessel tonnage limit <input type="checkbox"/> 漁具の制限/Fishing gear restrictions <input type="checkbox"/> 漁獲量制限/Catch limit <input type="checkbox"/> 漁獲努力量制限/Catch effort limit <input type="checkbox"/> 禁漁期間の設定/Closed season <input type="checkbox"/> 禁漁区の設定/Closed area				
○RFMOの資源管理措置/RFMO's conservation and management measure :				
<input type="checkbox"/> 漁船登録/Authorized vessel to fish <input type="checkbox"/> 漁船隻数の制限/Vessel number limit <input type="checkbox"/> 漁具の制限/Fishing gear restrictions <input type="checkbox"/> 漁獲量制限/Catch limit <input type="checkbox"/> 漁獲努力量制限/Catch effort limit <input type="checkbox"/> 禁漁期間の設定/Closed season <input type="checkbox"/> 禁漁区の設定/Closed area				
○その他の資源管理/Other conservation and management measure :				
()				
(e)漁船の船長/Master of fishing vessel				
船長の氏名/署名/押印/Name of master of fishing vessel – Signature – Seal :				
(f)洋上転載の申告 (該当する場合) /Declaration of transshipment at sea (If applicable)				
漁船の船長の氏名/Name of master of fishing vessel :	署名/年月日/Signature and date :	転載日/水域/場所 /Transshipment date/area/position :	推定重量(kg) /Estimated weight (kg) :	
転載を受けた船舶の船長の氏名/Master of receiving vessel :	署名/Signature :	船舶名/Vessel name :	コールサイン : (発行されている場合) /Call sign (if issued) :	IMO/Lloyds 番号 (発行されている場合) /IMO/Lloyd's number (if issued) :
(g)港湾区域内転載の許可 (該当する場合) /Transshipment authorization within a port area (If applicable)				
担当者名/役職/Name and title of official :	当局名/Name of authority :	署名/Signature :	住所/Address of authority :	電話番号/Tel. :
水揚げ港/Port of landing :	水揚げ年月日/Date of landing :	押印/Seal (stamp) :		
(h)輸出業者/Exporter				
輸出業者名/住所/Name and address of exporter :	担当者役職/署名/Title and signature of exporter :	年月日/Date :	押印/Seal (stamp) :	
(i)旗国当局の認証/Flag State authority validation				
担当官名/役職/Name and title of official :	署名/Signature :	年月日/Date :	押印/Seal (stamp) :	
(j)輸送の詳細 (別紙様式) /Transport details (see Annex)				

(k)輸入業者の申告/Importer declaration				
輸入業者名/住所/Name and address of importer :	担当者役職/署名/Title and signature of importer :	年月日/Date :	押印/Seal (stamp) :	製品の輸入統計品目番号 /JPN import statistical code :
第三国を経由した輸入に係る書類/Documents required for import via a third country :				
(l)輸入管理当局/Import control authority				

(別紙様式/Annex)

輸送の詳細/Transport details

輸出国/Country of exportation :				
港湾／空港／その他の出発点/Port/airport/other place of departure :				
<ul style="list-style-type: none">• 船名及び船籍/Vessel name and flag State:• 航空便／航空貨物運送状番号/Flight number/airway bill number:• 運送トラックの登録国及び車体登録番号/Truck nationality and registration number:• 鉄道貨物運送状番号/Railway bill number:• その他の運送書類/Other transport document:	コンテナ番号 (リストを添付) /Container number (s) (List attached) :	輸出業者の氏名 /Name of exporter :	輸出業者の住所 /Address of exporter :	担当者の役職、署名/Title and signature of exporter :

(別紙 3 : 適法採捕証明書の発給申請書の様式)

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 あて

申請者 住所
氏名

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者連絡先 (代理申請含む) 会社名・担当者名 連絡先 (電話番号・E-mail アドレス)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 31 条に基づく
特定第二種水産動植物等の (適法採捕証明書 / 小型漁船用の簡易適法採捕証明
書) ^{注1} の発給申請書

(本申請の対象とする国産の特定第二種水産動植物等 (加工品にあってはその
原材料となる特定第二種水産動植物) は特定水産動植物等の国内流通の適正
化等に関する法律施行規則第 49 条第 2 項第 1 号に掲げる要件のいずれかに該当
する小型漁船で採捕されたものであることから、) ^{注2} 下記の特水産動植物等の
国内流通の適正化等に関する法律第 31 条に基づく特定第二種水産動植物等の
(適法採捕証明書 / 小型漁船用の簡易適法採捕証明書) ^{注1} の発給を申請します。

記

特定第二種水産動植物等の種類 :

適法採捕証明書の記載言語^{注3} : 和文 / 英文

注 1) 発給申請する証明書名を○で囲む。

注 2) 小型漁船用の簡易適法採捕証明書を発給申請する場合のみ記載。

注 3) 発給申請する言語を○で囲む (複数選択可。その場合、別紙 2 の様式の適
法採捕証明書に和文及び英文で必要事項を記入して申請すること)。

(別紙 4 : 小型漁船用の簡易適法採捕証明書の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 31 条に基づく特定第二種水産動植物等の適法採捕証明書 (小型漁船向け簡易書式) /Catch Certificate for Class II Aquatic Animals and Plants under Article 31 of Act on Ensuring the Proper Domestic Distribution and Importation of Specified Aquatic Animals and Plants (Simplified form for small-scale fishing vessels)

(a) 認証当局/Validating authority			
文書番号/Document number :	認証当局 (担当官名/役職、認証当局名、住所、電話番号、FAX 番号) /Validating authority (Name and title of official, Name of validating authority, Address, Telephone No. and Fax No.) :		
(b) 製品情報/Product information			
製品の説明 (冷凍又は冷蔵の別) /Description of product :			
魚種/Species :	製品の H S コード/HS code :	検証水揚げ重量(kg) (該当する場合) /Verified weight landed (kg) (if applicable) :	
(c) 資源管理/Resource management			
適用される資源管理措置/Reference of applicable conservation and management measure :			
○国内の資源管理措置/Domestic conservation and management measure :			
<input type="checkbox"/> 漁船隻数の制限/Vessel number limit <input type="checkbox"/> 漁船トン数の制限/Vessel tonnage limit <input type="checkbox"/> 漁具の制限/Fishing gear restrictions <input type="checkbox"/> 漁獲量制限/Catch limit <input type="checkbox"/> 漁獲努力量制限/Catch effort limit <input type="checkbox"/> 禁漁期間の設定/Closed season <input type="checkbox"/> 禁漁区の設定/Closed area			
○RFMO の資源管理措置/RFMO's conservation and management measure :			
<input type="checkbox"/> 漁船登録/Authorized vessel to fish <input type="checkbox"/> 漁船隻数の制限/Vessel number limit <input type="checkbox"/> 漁具の制限/Fishing gear restrictions <input type="checkbox"/> 漁獲量制限/Catch limit <input type="checkbox"/> 漁獲努力量制限/Catch effort limit <input type="checkbox"/> 禁漁期間の設定/Closed season <input type="checkbox"/> 禁漁区の設定/Closed area			
○その他の資源管理/Other conservation and management measure :			
()			
(d) 漁獲物を提供した漁船のリストと漁船別の数量 (漁船名、登録番号等を添付) /List of vessels that have provided catches and the quantities by each vessel (name, registration number, etc. annexed)			
(e) 輸出業者/Exporter			
輸出業者名/住所/Name and address of exporter :	担当者役職/署名/Title and signature of exporter :	年月日/Date :	押印/Seal (stamp) :
(f) 旗国当局の認証/Flag State authority validation			
担当官名/役職/Name and title of official :	署名/Signature :	年月日/Date :	押印/Seal (stamp) :
(g) 輸送の詳細 (別紙様式) /Transport details (see Annex)			
(h) 輸入業者の申告/Importer declaration			

輸入業者名／住所 /Name and address of importer :	担当者役職／署名 /Title and signature of importer :	年月日/Date :	押印/Seal (stamp) :	製品の輸入統計品目 番号/JPN import statistical code :
第三国を経由した輸入に係る書類/Documents required for import via a third country :				
(i)輸入管理当局/Import control authority				

(別紙様式/Annex)

輸送の詳細/Transport details

輸出国/Country of exportation :				
港湾/空港/その他の出発点/Port/airport/other place of departure :				
<ul style="list-style-type: none">• 船名及び船籍/Vessel name and flag State:• 航空便/航空貨物運送状番号/Flight number/airway bill number:• 運送トラックの登録国及び車体登録番号/Truck nationality and registration number:• 鉄道貨物運送状番号/Railway bill number:• その他の運送書類/Other transport document:	コンテナ番号 (リストを添付) /Container number (s) (List attached) :	輸出業者の氏名 /Name of exporter :	輸出業者の住所 /Address of exporter :	担当者の役職、署名/Title and signature of exporter :

(別紙 5 : 加工申告書の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 31 条に基づく特定第二種水産動植物等の加工申告書

当該加工水産加工製品_____ (製品の説明及びHSコード) が以下の適法採捕証明書に従って輸入された漁獲物から加工されたものであることを確認します。

適法採捕証明書番号：	漁船名及び旗国：	認証日：	漁獲物の説明：	総水揚げ重量(kg)：	加工に使用された水産物(原材料漁獲物)の数量(kg)：	加工後の水産製品(kg)：

加工工場の名称、住所：

輸出業者の氏名、住所(加工工場と異なる場合)：

加工工場の責任者：	署名：	年月日：	住所：
-----------	-----	------	-----

当局による承認：

担当官氏名：	署名：	年月日：	住所： 東京都千代田区霞が関 1-2-1
--------	-----	------	----------------------------

(別紙 6 : 加工申告書の発給申請書の様式)

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 あて

申請者 住所
氏名

(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者連絡先 (代理申請含む) 会社名・担当者名 連絡先 (電話番号・E-mail アドレス)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 31 条に基づく
特定第二種水産動植物等の加工申告書の発給申請書

下記の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 31 条に基づく
特定第二種水産動植物等の加工申告書の発給を申請します。

記

特定第二種水産動植物等の種類：

_____(販売先名)_____
様

〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇

販売証明書

下記のとおり当組合が出荷・販売した魚介類であることを証明します。

記

(証明事項)

1. 魚種名/状態(冷凍又は冷蔵(生鮮)の別)
※冷凍でないものは冷蔵として記載
2. 数量(水揚げ量又は販売量)
※証明の対象となる漁船及び漁獲年月日の水揚げ量の合計値又は実際の取引量を記載
3. 漁船情報
 - (1) 漁船名
 - (2) 船籍の母港/登録番号
 - (3) 漁業免許番号/免許対象漁業種別
※複数の漁船が該当する場合、別添でリストを添付することも可能
4. 漁獲年月日
※証明の対象となる漁獲年月日を記載
5. 漁獲水域

(関連情報)

1. 漁船情報
 - (1) コールサイン(該当がある場合に記載)
 - (2) IMO/Lloyd's 番号(該当がある場合に記載)
 - (3) インマルサット番号/FAX 番号/電話番号/メールアドレス(該当がある場合に記載)

(注)

- ・漁場や魚種毎の漁期を考慮して、原則、漁獲年月日が1ヶ月以内のものをまとめて作成することが可能。ただし、取引実態に応じて証明の対象となる漁獲年月日が1ヶ月を超える場合は証明する範囲について、別途、水産庁と協議すること。
- ・発行者が、上記証明事項の内容について証明できる場合に限り、当該事項の記載が可能。